

事例 4

台湾の残留農薬基準をクリアしてイチゴ生果実の輸出を目指す 2 生産者

【生産者の概要】

相談者は共に数棟のハウスでイチゴを栽培し、面積は 100 アールを超え、床面はコンクリートで、高設栽培を行っている。また、育苗棟も有し収穫からこん包まで同一敷地内で行っている大規模生産者である。

A 施設の生産者は栽培を始めて 2 年目、B 施設の生産者は栽培を始めて 6 年目と栽培経験は比較的浅い。



(A 施設)



(B 施設)

【輸出を目指す目的】

両生産者が生産するイチゴ生果実は、国内販売が主で、香港やシンガポール等に輸出実績はあるものの価格が思わしくなく国内市場のほうが良い状況であったが、輸出者から台湾向けに間接輸出の商談があり取り組むことにした。また、将来的には日本の市場の縮小が問題視されている昨今にあって、海外市場の開拓は喫緊の課題となっており、早めの対策が必要と考えている。

【生産者の抱える課題】

輸出者から価格的に魅力のある台湾へのイチゴ生果実の輸出商談があったが、台湾の残留農薬検査が厳しいと聞いており、これをクリアするのに不安がある。特に、B 施設の生産者は、昨シーズンに台湾向けにイチゴ生果実の 2 回の輸出実績があるが、内 1 回は減農薬栽培に取り組んでいたにも関わらず、台湾の残

留農薬検査で不合格となり、ショックを受けた。今後の栽培に当たっては、病害虫防除と農薬対策が必要と考えている。

台湾向けイチゴ生果実の輸出は年々増加しており、魅力的な市場でもあるので、是非とも輸出に取り組んでいきたい。

【支援等の内容】

台湾向けにイチゴ生果実を輸出するに当たって、専門家が現地に出向き関係者に農薬の適正使用などについて支援を実施した。

始めに 2023 年に台湾向け日本産イチゴ生果実における残留農薬基準値超過で不合格となった事例（台湾ホームページからデータを収集して整理）を紹介し、続いて台湾の残留農薬基準値をクリアすることを念頭においた栽培管理、病害虫防除などを行う必要があるとして次の説明を行った。



(説明する専門家)

農薬名(成分名)	用途	検出数値	台湾基準値	日本基準値	不合格回数
クロルフェナピル	殺虫剤	0.09	0.01	5	1
シアントラニリプロール	殺虫剤	0.02~0.33	不検出	2	10
スピロテトラマト	殺虫剤	0.01~0.02	不検出	10	2
ピフルブミド	殺ダニ剤	1.30	0.80	1	1
ピメロジン	殺虫剤	1.50	1.00	2	1
フラメピル	殺菌剤	0.02	不検出	イチゴに登録無し	1
フロニカミド	殺虫剤	0.04~0.65	0.01	2	9

(台湾の輸入検査で残留農薬基準値超過より不合格になった事例 (2023年1月~5月))
(各基準値は、2023年5月現在の数値)

- (1) ハウス内に人を介して微小害虫等を入れない。
 - ① 人の出入り口は、二重扉やエアーカーテンの設置が望ましい。
 - ② 設置が難しい場合は、ハウスに入る前には、服をはたいて害虫をハウスに入れない対策なども良い。
 - ③ 観光農園としても運営する場合は、輸出用のハウスとは別棟とし、輸出

用ハウスに害虫を入れない対策をする。

(2) ハウスの管理について

- ① ハダニ防除のため、定植前に二酸化炭素によるくん蒸を行うと良い。
- ② 育苗期間中に病害虫防除を徹底して行う。
- ③ 定植するハウスは、事前にハウス内の清掃を徹底する（特に四隅などの清掃と枯れ葉等の残渣除去）。
- ④ ハウス周辺の雑草は害虫の潜伏場所になることがあるので、除草を徹底する。

（施設周辺にはイネ科、キク科等の雑草が有り、これが害虫発生源となることがある。）

(3) 天敵等の利用について

- ① バンカーシートなどの天敵導入、微生物製剤などの生物農薬や気門封鎖剤などの物理的防除法を利用する。
- ② UV-B 電球型蛍光灯又は電球型 UV-B LED での紫外線照射等の物理的防除を利用する。

(4) 使用農薬について

- ① 台湾の残留農薬基準と日本の残留農薬基準値を比較して、その基準値が同等又は台湾のほうが高く設定されている農薬を使用する。使用可能と思われる代替農薬については、表のとおりである。

なお、訪問支援後に昨シーズン基準値超過で10件が不合格となっているシアントラニリプロールについては、台湾の残留農薬基準値が2023年11月10日付けで、不検出から1.5ppm（日本の基準は2ppm）に改訂された旨を説明した。

- ② 農研機構の調査によると、残留基準値が不検出から0.01ppmの場合はその基準値まで減衰するのに約75日ぐらいかかるとしているため、これを目安に使用することも一案である。

- ③ イチゴ生果実の場合、残留農薬分析部位は、日本ではガクを除いての果実のみであるのに対し、台湾ではガクも含め果実全体であることから、台湾の方が残留値は高くなることが考えられる。

- ④ 輸出前に分析機関に依頼して残留農薬の分析を行うことも目安になる。



（聞き取り、説明を行う専門家）

成分名	商品名	日本基準値 (ppm)	台湾基準値 (ppm)	適用病害虫
エトキサゾール	バロック	0.5	0.5	ハダニ類
エマメクチン安息香酸塩	アフーム	0.1	0.1	オオタバコガ、ハスモンヨトウ、ハダニ類、ヨトウムシ
クロマフェノジド	マトリック	0.5	0.5	ハスモンヨトウ
クロラントラニリプロール	プレバソン	1	1	ハスモンヨトウ
クロルフルアズロン	アタブロン	0.5	0.5	ハスモンヨトウ、アザミウマ類
シエノピラフェン	スターマイト	3	3	ハダニ類、シクラメンホコリダニ
シフルメトフェン	ダニサラバ	2	2	ハダニ類
シベルメトリン	アグロスリン	2	2	アブラムシ類
スピノサド	スピノエース	1	1	アザミウマ類
テブフェノジド	ロムダン	1	1	ハスモンヨトウ
テブフェンピラド	ピラニカ	1	1	ハダニ類、アブラムシ類、うどんこ病
テフルベンズロン	ノーモルト	1	1	ハスモンヨトウ
ビフェントリン	テルスター	1	2	ハダニ類
ピリフルキナゾン	コルト	1	1	アブラムシ類、コナジラミ類
フルバリネート	マブリック	0.7	1	アブラムシ類
ペルメトリン	アディオン	1	1	アブラムシ類
マラチオン	マラソン	1	1	アブラムシ類、ハダニ類、ミカンキイロアザミウマ
ミルベメクチン	コロマイト	0.2	0.2	ハダニ類、シクラメンホコリダニ
メキシフェノジド	ファルコン	2	2	ハスモンヨトウ、オオタバコガ
還元澱粉糖化物	エコピタ			アブラムシ類、ハダニ類、コナジラミ類、うどんこ病
脂肪酸グリセリド	サンクリスタル			アブラムシ類、コナジラミ類
調合油(サフラワー油および綿実油の含量として)	サフオイル			コナジラミ類、チャノホコリダニ
ヒドロキシプロピルデンブン	粘着くん液剤			アブラムシ類、コナジラミ類、ハダニ類
プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル	アカリタッチ			ハダニ類
ペキロマイセス・フモソロセウス	プリファード	—	—	ワタアブラムシ、コナジラミ類、ハダニ類
ポーベリア・バシアーナGHA株	ポタニガード	—	—	アザミウマ類、アブラムシ類、ハダニ類、コナジラミ類、コナガ
ポリグリセリン脂肪酸エステル	フーモン			ハダニ類、アブラムシ類、コナジラミ類

(台湾向けイチゴの代替農薬の例(殺虫剤))(2023年3月現在)

両施設とも防除暦に沿って計画的な病虫害防除を実施している。台湾には数回イチゴ生果実を輸出したが、現在のところ台湾の残留農薬基準を上回ることなく順調に対応できている。また、B社では輸出前に台湾の残留農薬分析会社に試料を送付して残留農薬の分析を行い、問題の無いことを確認してから輸出した。



(栽培中のイチゴ)

【評価・所感】

両施設とも本格的に輸出に取り組むのは初めてであり、特に台湾向け輸出については残留農薬対策のこともあり手探りの中での取り組みであった。今年のイチゴの収穫シーズンに入って、商社を介した間接輸出を台湾向けに実施しているとのことであるが、現在のところ、残留農薬で不合格になることもなく、順調に輸出できているとのことである。専門家の残留農薬対策などの説明が大きな支援になったと思われる。

今後とも台湾の残留農薬に関する情報等を提供し支援を継続していくこととする。



(出所：財務省貿易統計)